

※法施行後の経験については、所属建設業者が平成 28 年 6 月 1 日時点において既にとび・土工工事業に係る建設業許可を有していた場合に限り、令和元年 5 月 31 日までの経験を算入することができます。

### (3) 解体工事業の技術者要件

解体工事業の許可を受けるに当たっての営業所技術者等の要件は次のとおりです。

#### ●特定建設業の特定営業所技術者（監理技術者）要件

①	一級土木施工管理技士*1
②	一級建築施工管理技士*1
③	技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））*2
④	主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として 4,500 万円以上の解体工事に関し 2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者

#### ●一般建設業の営業所技術者（主任技術者）要件

⑤	上記特定建設業の資格（①～④）のいずれか
⑥	二級土木施工管理技士（種別「土木」）*1
⑦	二級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」）*1
⑧	とび技能士（1 級）
⑨	とび技能士（2 級）合格後、解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
⑩	解体工事施工技士*3
⑪	大卒（指定学科）3 年以上、高卒（指定学科）5 年以上、その他 10 年以上の実務経験
⑫	土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
⑬	建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
⑭	とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者

\* 1) 平成 27 年度までの合格者に対しては、合格後、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習\*3 の受講のいずれかが必要です。

\* 2) 合格後、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習\*3 の受講が必要です。

\* 3) 登録解体工事試験及び講習を実施している機関については、国土交通省のホームページで確認してください。（「登録解体工事試験」「登録解体工事講習」をサイト内検索）